

技術流出対策ガイドンス（案）に対する意見公募の結果について

令和7年5月23日

経済産業省貿易経済安全保障局

経済安全保障政策課技術調査・流出対策室

令和7年4月16日（水）～令和7年5月15日（木）にかけて、技術流出対策ガイドンス（案）に関する意見の募集を行いましたところ、以下のとおりとなりました。いただいたご意見を踏まえ、一部修正を加えるとともに、今後の改定に当たっても参考にしてまいります。御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和7年4月16日（水）～令和7年5月15日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 提出されたご意見の概要

※ 本ガイドンスと無関係のご意見や、内容に関するご質問については、以下の概要からは割愛しています。

意見の対象となった項目	意見の概要
総論	<ul style="list-style-type: none">●内容に賛成。中小企業においては営業秘密管理が適切でない場合が多く見受けられるため、本ガイドンスについて積極的な情報発信をお願いしたい。●企業の事業促進を目的とした本件施策を歓迎。技術進歩も著しい中、継続的な検討をお願いしたい。「技術流出防止指針」「営業秘密管理指針」「秘密情報の保護ハンドブック」など、既存の指針等との関係において、本ガイドンスの特色や位置付け等が示されるとよい。●有用だが、具体的にどこから手を付ければよいか分かりにくい。優先順位を示せば、利便性がより高まる。●監督もセットで実施するべき。●本ガイドンスを企業に強要することのないようお願いしたい。

<p>第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内に生産を回帰させる」手法を記載すべき。 ●「1.③ 相手国の制度の確認」(p.20)は、企業にとって負担も大きく、他の既存のマニュアル等の情報を紹介すると利便性が高まる。 ●「第1章 5.② 技術の特徴等に応じた適切な知的財産戦略」(p.42)及び「第2章 2.① 違反に対する毅然とした対応」(p.70)について、国際的な営業秘密侵害事案に関する、令和5年不正競争防止法改正の内容を追記すべき。
<p>第2章 人を通じた技術流出への対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「1.⑩ 技術流出に繋がるおそれのある行為の検知・警告」(p.63)及び「1.⑬ 退職時のアクセス制限」(p.67)について、システムのみ対策だけでは不十分。人手による判断を入れることも重要。 ●「3.② 優秀な技術者の流出防止」(p.74)について、現役時代に限らず、高待遇での再雇用の促進や雇用期間の延長も重要。 ●競業避止義務を定めた雇用契約等を無効とした裁判例もある。裁判例上、退職後の競業避止義務の有効性については、明確な基準がない。退職後の競業避止義務を定める合意のモデルやガイドライン等を明示すべき。 ●コア技術の開発に外国人を関与させない点も明記すべき。 ●組織及び人材の質向上及びマインドセットの徹底を地道に図っていくことが重要。 ●当事者ではなく家族がターゲットになる可能性もある。身辺調査や抜き打ちチェックができる体制が必要。 ●Wi-Fi サーバーの見える化等のビジュアルハッキング対策が重要である。 ●途中で引用された判例の出典元を記載すべき。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大学からの研究データ流出についても対策すべき。